

## 串本町サテライトオフィス入居者募集要項

### 1 趣旨

この要項は、串本町サテライトオフィス入居者の募集について、地域経済基盤の強化と就労機会の拡大に資するため、最適かつ優秀な事業を展開する事業者の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 施設概要

- (1) 名 称 古座サテライトオフィス
- (2) 所 在 地 和歌山県東牟婁郡串本町西向 359 番地  
串本町役場 旧古座分庁舎 2階
- (3) 利用開始日 応募者を審査し、決定してから入居に係る手続き完了後
- (4) 利用期間 5年以内で入居者が希望する期間(更新可)  
※地域貢献の観点から最低でも3年以上が望ましい。
- (5) 利用時間 月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで  
※現在、施設内改修中ため、しばらくの間上記時間内での利用とするが、土曜日、日曜日及び祝日を利用する場合は、相談に応じる。

#### (6) 使用料

	オフィス 201	オフィス 202	オフィス 203	オフィス 204
面 積	36 m <sup>2</sup>	39 m <sup>2</sup>	36 m <sup>2</sup>	28 m <sup>2</sup>
月額使用料	62,500 円	66,400 円	62,500 円	51,900 円

※共益費(電気代、水道代、浄化槽管理費等)込み。

#### (5) 設 備

- ア 空 調 設 備 各室個別空調
- イ 電 話 回 線 入居者個別契約
- ウ インターネット回線 あり
- エ 駐 車 場 入居者専用駐車場(月額 3,000 円)、来訪者用共用駐車あり。
- オ 施 錠 設 備 カードキー

#### (6) 共用設備 会議室(要予約)、トイレ(男女別)、給湯室等

#### (7) 備 考

- ア オフィスルーム内の家具及びオフィス用品等については、入居者が用意するものとする。
- イ データーサーバー、3Dプリンター等の消費電力の多い機器を持ち込む場合、相談に応じる。
- ウ 建物内は、禁煙とする。

### 4 応募要件

応募者は、次に掲げる条件を全て満たし、経営に必要な資力及び信用を有し、

かつ、使用料の支払い能力のある法人、団体及び個人事業者等とする。

- (1) 串本町サテライトオフィス条例第 4 条(令和 4 年串本町条例第 22 号)に規定する条件を満たすこと。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (3) 過去 5 年以内に重大な法令違反を犯す、あるいは雇用、人権、製品の安全性、地域環境等に重大な問題を惹起する等反社会的行為とみなされる行為を行っていないこと。
- (4) 安定した雇用機会の創出及び地域経済産業の活性化に寄与すると認められること。
- (5) 施設の使用が古座サテライトオフィスの構造、設備及び施設用途に適合すること。
- (6) 串本町暴力団排除条例(平成 23 年串本町条例第 19 号)に規定する暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

## 5 応募方法

- (1) 受付期間 令和 4 年 7 月 4 日(月)から令和 4 年 7 月 29 日(金)まで(午後 5 時必着)
- (2) 申込方法 持参又は郵送。持参の場合の受付時間は、開庁日の午前 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。
- (3) 受付場所 〒649-4192 和歌山県東牟婁郡串本町西向 359 番地  
串本町役場 企画課 ロケット推進室  
電 話：0735-67-7004(直通)  
E-mail：kikaku@town.kushimoto.lg.jp
- (4) 提出書類  
ア 串本町サテライトオフィス使用承認申請書  
イ 定款又はそれに準ずるもの  
ウ 法人登記事項証明書(3 箇月以内に取得した原本)又はこれに準ずるもの  
エ 事業計画書  
オ 市区町村税の納税証明書  
※応募者が法人登記されていない個人企業である場合、ウを「本籍地記載の住民票(3 箇月以内に取得した原本)」に替える。その他、添付できない書類がある場合は、相談に応じる。
- (5) 提出部数  
4 部(正本 1 部、副本 3 部)

## 6 入居者の審査及び決定

入居者については、提出いただいた書類を基に審査し、決定する。

- (1) 審 査 事務局による書類審査を行う。

- (2) 決定時期 受付期間終了後、1～2週間程度で決定する。
- (3) 決定通知 書面により別途通知する。なお、選定に関する異議・質問等は原則として受け付けない。

## 7 その他留意事項

- (1) 応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
  - ア 「4 応募要件」に該当する者でなくなったとき。
  - イ 書類の提出期限に遅延したとき。
  - ウ 提出書類等に虚偽の記載があったとき。
  - エ 本募集要項に違反したとき。
  - オ 審査の公平性を害する行為があったとき。
  - カ 前各号に定めるもののほか応募にあたり著しく信義に反する行為等があったとき。
- (2) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (3) オフィス内で火気を使用することはできない。
- (4) オフィス内で店舗を営み、飲食店や小売店として物販・サービス業を営むことができない。

## 8 問合せ先

〒649-4192 和歌山県東牟婁郡串本町西向 359 番地  
串本町役場 企画課 ロケット推進室  
電話：0735-67-7004(直通) FAX：0735-72-1501  
E-mail：kikaku@town.kushimoto.lg.jp